平成 23 年度　第 1 回　江戸川区地域自立支援協議会　議事録要旨

日　時　平成 23 年 7 月 14 日(木)　15 時から 17 時
場　所　グリーンパレス　2 階　千歳・芙蓉
出席者　小暮会長、杉本副会長、古川委員、高津委員、國枝委員、上原委員、
平田委員、横山委員、菊田委員、戸倉委員、松本委員、佐野委員、
佐久間委員、戸室委員、茂木委員、白根委員、今村委員、大沼委員、
桑江委員、原野委員、渡辺委員、早川参考人（山口委員代理）
次　第
１．開会
２．委員委嘱及び紹介
３．会長・副会長選任
４．議事
(1)障害者計画・第 3 期障害福祉計画について
(2)江戸川区の障害者福祉の現状について
－発達障害者(児)へのライフステージを通じた
支援に向けた取り組みについて－
(3)今年度の協議会の進め方について
(4)情報交換
(5)その他
５．閉会

議事録

障害者福祉課長
それでは、皆様、お集まりですので、ただいまから平成２３年度第１回江戸川区地域自立支援協議会を開会させていただきます。
本協議会は、昨年度に続き、お手元の設置要綱に基づきまして２３年度、２４年度の２カ年の任期で第３期として設置させていただきます。
なお、今年度より障害当事者の立場でご参加いただきます委員の人数を２名から４名でお願いしていますので、よろしくお願いします。
本年度は障害者自立支援法により、策定が義務づけされております第３期障害福祉計画策定の年です。昨年の１２月に障害者自立支援法の一部改正により、地域自立支援協議会は、２４年４月より、障害者自立支援法において設置の位置づけが法的に明確化されます。
また、国の意見により、今回の第３期障害福祉計画策定におきましても、地域自立支援協議会の場で、意見を求めることが望ましいということが述べられています。当区におきましては、前回の第２期の際にも本協議会の場でご意見をいただきながら策定をしてまいりました。今回につきましても同様に委員の皆様からさまざまな立場でご意見をいただきながら、策定させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
委員の委嘱ですが、あらかじめ皆様のお席に委嘱状を置かせていただいています。どう

ぞよろしくお願いします。
　ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前を事務局のほうから読ませていただきますので、一言ずつごあいさつをお願いします。

事務局
　それでは、ご紹介をさせていただきます。江戸川区医師会、小暮堅三さまです。

小暮委員
　小暮でございます。医師会から代表してまいりました。今年もよろしくお願いします。

事務局
　江戸川区歯科医師会副会長、古川隆彦さまです。

古川委員
　歯科医師会副会長の古川です。２期目になります。よろしくお願いします。

事務局
　民生・児童委員、高津民雄さまです。

高津委員
　江戸川区民生・児童委員協議会の会長として出席させていただいています高津民雄です。どうぞよろしくお願いします。

事務局
　東京商工会議所江戸川支部会長、平田善信さまです。

平田委員
　平田でございます。就労支援関係者の一員としてまいりました。よろしくお願いします。

事務局
　江戸川工場協会会長、横山巖さまです。

横山委員
　横山でございます。どうぞよろしくお願いします。

事務局
　江戸川区商店街連合会会長、杉本英臣さまです。

杉本委員
　杉本です。引き続きどうぞよろしくお願いします。

事務局
　江戸川区腎友さつき会会長、戸倉振一さまです。

戸倉委員
　江戸川区の透析患者の会長をしています戸倉といいます。よろしくお願いします。

事務局
　ハローワーク木場所長、菊田衛さまです。

菊田委員
　ハローワークの菊田でございます。皆様には障害者の雇用促進につきまして、大変お世話になっています。よろしくお願いします。

事務局
　都立白鷺特別支援学校校長、山口学人さまですが、本日代理で早川先生にご出席いただいています。

早川代理
　白鷺特別支援学校副校長の早川です。今日は代理として来ました。本校は知的障害のある中学部・高等部の学校です。よろしくお願いします。

事務局
　都立江戸川特別支援学校校長、國枝孝行さまです。

國枝委員
　江戸川特別支援学校は肢体不自由児の学校です。校長の國枝でございます。教育の立場から参加をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

事務局
　区立鹿本中学校校長、上原正一さまです。

上原委員
　鹿本中学校の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本校は知的障害の特別支援学級がございます。今年度着任いたしました。よろしくお願いします。

事務局
　江戸川区視覚障害者福祉協会理事長、松本俊吾さまです。

松本委員
　今年度から皆さんのお仲間にさせていただきます。いろいろお世話になります。視覚障害者福祉協会の松本です。よろしくお願いします。

事務局
　江戸川ろう者協会理事長、佐野敏勝さまです。

佐野委員
　こんにちは、私は江戸川ろう者協会、佐野と申します。私は耳が聞こえませんので、通訳を介してお話しいたします。これから江戸川のろう者を守るためにいろいろ頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局
　区立みんなの家保護者会会長、佐久間要子さまです。

佐久間委員
　佐久間でございます。みんなの家の保護者会の会長でして、子どもが発達障害の中で重い知的障害を伴っている現状でございます。これからも皆様のご意見を伺いながら、よい提言を出したいと思います。よろしくお願いします。

事務局
　江戸川区肢体不自由児（者）父母の会会長、戸室武志さまです。

戸室委員
　戸室と申します。どうぞよろしくお願いします。

事務局
　江戸川菜の花の会事務局長、茂木秀光さまです。

茂木委員
　茂木です。また今年度もよろしくお願いします。

事務局
　えどがわ悠人会の白根良子さまです。

白根委員
　白根良子と申します。よろしくお願いいたします。私は本当に難しい精神病の患者さんたち、そういう方たちの意見を代表して述べるためにここにまいりました。ここで第２期目になります。よろしくお願いいたします。

事務局
　自立生活センターＳＴＥＰえどがわ事務局長、今村登さまです。

今村委員
　今村です。今年度も引き続きよろしくお願いします。

事務局
　つばき土の会もぐらの家施設長、大沼幸夫さまです。

大沼委員
　もぐらの家の大沼です。お隣のＳＴＥＰえどがわの今村さんと同じく、事業者枠として出席させていただいています。よろしくお願いします。

事務局
　そして、区の関係ですが、江戸川区社会福祉協議会、桑江事務局長です。

桑江委員
　桑江でございます。日ごろから社会福祉協議会のさまざまな活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。この席を借りてお礼を申し上げます。また、これからもよろしくお願いします。

事務局
　健康部、渡辺部長です。

渡辺委員
　健康部長の渡辺です。どうぞよろしくお願いします。

事務局
　福祉部、原野部長です。

原野委員
　福祉部の原野です。私どもは区の関係者ということですが、この協議会では委員という立場と事務局も抱えておりますので、さまざまな観点があろうかと思いますが、よろしくお願いします。

事務局
　以上、２２名の皆様でございます。どうぞよろしくお願いします。

障害者福祉課長
　ありがとうございました。なお、申し遅れました、私、協議会の事務局を務めさせてい

ただきます障害者福祉課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いします。
　また、今日は事務局の課長級職員として健康部保健予防課長も出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いします。
　続きまして、会長、副会長の選任でございますが、本年度は委員改選の年でございます。会長、副会長の選任をいたしたいと存じます。お手元の設置要綱では委員の互選ということで選出ということでございますけれども、委員の皆様のご了解をいただけるということであれば、事務局のほうから提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」　拍手　出席委員了承〕

障害者福祉課長
　それでは、１期、２期と会長としてご尽力いただきました小暮先生、副会長としてご尽力いただきました杉本委員に、引き続き会長職、副会長職をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔拍手〕

障害者福祉課長
　ありがとうございます。それでは、皆様のご承認をいただきましたので、小暮会長さん、杉本副会長さん、どうぞよろしくお願いします。
　それでは、それぞれ会長、副会長のお席のほうへお移りいただければと思います。よろしくお願いします。

〔会長、副会長、それぞれ会長席、副会長席に移動〕

障害者福祉課長
　ありがとうございます。ここで小暮会長さん、杉本副会長さんにそれぞれごあいさつをいただきたいと存じます。最初に小暮会長さん、どうぞよろしくお願いします。

会長
　ただいま会長に就任いたしました小暮でございます。副会長の杉本さん、それから皆様のお知恵をお借りしまして、何とかこの重責を果たしていきたいと思います。よろしくお願いします。
　今、東北のほうでは大変な問題がまだ続いています。今日、新聞を見ていましたら、「酷寒が　酷暑に変わる　津波跡」とこんな俳句も載っていました。本当にこの暑さでは、東北のほうはいろいろな問題で苦しんでいると思います。そういう問題も本協議会の中で話題にも出てくると思いますが、それらを含めまして、この会議をスムーズに進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

杉本副会長
　皆さん、暑い中、本当にご苦労さまです。私、１期、２期と小暮先生のご指導のもとでやってきましたが、中身について、ここで勉強させてもらっているような状態です。引き続き、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

〔拍手〕

障害者福祉課長
　ありがとうございました。ここで、本日ご用意させていただきました資料について、事務局の方から確認させていただきます。

事務局
　資料のご確認をお願いします。本日の会議に先立ちまして、郵送にて各委員の皆様方に幾つか資料を送らせていただいています。設置要綱、委員名簿、昨年度の２月１０日の議事録の要旨、資料１、資料２、資料３、桜色の冊子です。そして本日ですが、机上に次第、資料４、資料５、座席表を置かせていただいています。もし、不足のものがありましたら、お申出をいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

〔資料確認〕

障害者福祉課長
　それでは、これからは小暮会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いします。

会長
　それでは、議事を進めさせていただきます。
　本日の協議会では、昨年と同じように傍聴者を募集しております。この件に関しまして、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局
　事務局からご報告をさせていただきます。今回につきましても傍聴の方の募集をしています。７名の方の応募がありました。本日７名の方がおそろいです。傍聴の方への資料につきましては、皆様方にお配りしています資料のうち前回の議事録要旨を除いたすべてとしています。その点をご了解いただき、傍聴の方に入室していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長
　皆様、いかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」　拍手　出席委員了承〕

会長
　それでは、傍聴者の方に入室していただいてください。

〔傍聴人、入室〕

会長
　傍聴者の皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
　まず、資料のうち前回の議事要旨（案）の説明を事務局からお願いします。

事務局
　お手元に、前回の議事要旨（案）を置かせていただいています。内容は、前回ご出席いただきました白鷺特別支援学校の生徒さんの親御さんのお話の内容ですとか、ＣＣＭ作業所の職員の方からお預かりした講演内容等を記載させていただいています。改めて見ていただいて、気がついた点があれば事務局のほうにお申出ください。この後、再度確認をしまして、江戸川区ホームページに掲載をさせていただきます。

会長
　それでは、本日の議事に入らせていただきます。
　議事の１の障害者計画・第３期障害福祉計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局
　開催のご通知で書かせていただきましたが、今年度は障害者計画と第３期の障害福祉計画の策定の年になっています。この後、事務局から説明をさせていただきます。また、本年４月から私ども障害者福祉課内に発達障害調整係という係を新設させていただいています。担当係長から区内における発達障害者(児)の現状、係としての今後の取り組みについてご説明をさせていただきます。
　その後で、第２回、第３回目以降の協議会の取り組みにつきまして、事務局からご提案をさせていただき、皆様からご意見をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。
　それでは、議事の１番の障害者計画と第３期障害福祉計画につきまして、少しお時間をいただき、ご説明をさせていただきます。説明に使わせていただきます資料は、資料の１と資料の２と資料の３と、それから桜色の冊子を使わせていただきます。
　まず、桜色の冊子をご覧ください。表紙に書かれていますとおり、江戸川区障害者計画・第２期障害福祉計画ということで、この冊子には二つの計画が盛り込まれています。それぞれの計画期間が平成２１年度から２３年度までとなっていますので、来年度以降の計画について今年度中に策定が必要となっています。現在の計画を策定した時も、区の中で策定委員会を設けて案をつくり、本協議会の場でご説明をさせていただきました。ご意見を伺い、パブリックコメントを実施し、策定させていただきました。

それでは、資料の１をご覧ください。

まず、障害者計画です。こちらは障害者基本法に基づいて策定が義務づけられているものです。内容的には、各区市町村が障害福祉施策を取り組む上での理念的なことですとか、各関係部署が今後、具体にどのような取り組みをしていくのかを示していくものです。

お手元の桜色の冊子の２２ページを開いてください。こちらに基本理念ですとか基本目標を掲げさせていただいています。江戸川区が障害福祉施策に取り組んでいく上で、「自立」、「共生」、「社会参加」、そういったことを基本的な理念として取り組んでいこうということを示しています。

そして、もう一つの柱ですが、２６ページ以降を見ていただきますと、そういった理念のもとで、それぞれの区の関係部署とか地域がどういった事業を展開していくのかということを掲げさせていただいています。

この計画を策定するに当たりましては、障害者基本法の中に各区市町村で策定している長期計画の基本方針に即して作成をしなさいということで位置づけられています。江戸川区にも長期計画があります。今年は、今後１０年の後期の基本計画見直しの年となっていますので、その計画の策定の動きも把握しながら整合性を持たせて取り組んでいきたいと思っています。

そして、見直しの考え方ですが、②のところで、この障害者計画につきましては、２１年３月に策定をしたばかりです。まだ３年という期間ですので、理念的なことにつきましては大きな変化はないと思います。ただし、大きな震災がありましたので、そういったことを踏まえて、必要なところを見直しをしていきたいと思っているところです。

そして、事業展開については３年経っていますので、新しい施策の展開もされています。そういったところは見直しをしていきたいと思っています。

また、障害者基本法自体も、一部見直し法案が６月に衆議院を通過していますので、そういったことも把握しながら取り組んでいきたいと思っています。

計画期間ですが、江戸川区長期計画との整合性を持たせていきたいという思いもあり長期計画が 10 カ年の計画ですので、障害者計画も 10 カ年の計画にしていきたいと考えているところです。

もう一つの計画ですが、イのところですが、第３期障害福祉計画です。こちらにつきましては、障害者自立支援法という法律に基づきまして、策定が義務づけられているものです。内容的には、各区市町村が障害者の方にご利用いただくいろいろなサービスについて、３年間という計画期間を定めて、それぞれどれぐらいの需要が見込まれるか、また、それにあわせて環境が整っているかどうか、きちんと計画をしてくださいというものです。こちらにつきましても２４年、２５年、２６年の３カ年につきまして見込み量を策定していきたいと思っています。

そして、策定作業ですが、資料１の２枚目をご覧ください。前回と同様に障害者にかかわる部署の関係職員が全部集まりまして策定委員会をつくっています。その中で素案をつくってまいりたいと思っているところです。

そして、もう１枚めくっていただきますとスケジュールを載せています。このスケジュール表の中にこちらの自立支援協議会との関係性を書かせていただいてございます。本日ですが、６月から７月のところの欄が該当いたします。本日の自立支援協議会に先立ちま

して策定委員会を６月２２日に第１回目を開催しています。そういった中で今後、７月、８月、９月、１０月と数箇月かけまして、案をつくってまいりたいと思っています。

そして１０月か１１月ごろに開催します第２回策定委員会で検討した内容を次回ご提示させていただき、ご意見をいただいて修正をかけていただきたいと思っているところです。その修正案に基づき、広くパブリックコメントを行い、区民の方々からご意見をいただいて、それを反映した形で、１月から２月に開く予定の第３回の策定委員会でまとめ、第３回の自立支援協議会の場でご報告をさせていただき、確認の上、最終的な形をつくっていきたいと思っているところです。

それとは別に、資料１の１枚目にも書かせていただいていますが、策定作業①、②、③とありますが、それ以外の場面、例えば、社会福祉協議会が事務局となっている障害者団体連絡会という会議の場でご説明をして意見を求めたり、また、私ども障害者福祉課計画係にいろいろなご意見をお寄せいただければと思っているところです。そういったものを踏まえ策定していきたいと思っています。

続いて、資料２ですが、参考の資料になります。後半の部分に障害者基本法の改正ということでつづったものがあります。

その改正（案）に基づいて、審議がされているところですが、改正（案）を一部修正したものが先月の下旬に衆議院を通過しており、現在、参議院のほうに送られているというところです。その資料５ページのところに第十一条というものがあります。そこに障害者基本計画等というものが書かれています。これから策定しようと思っています障害者計画というものが、この第十一条に基づきまして、策定が義務づけられているという内容です。資料の６ページのところの第十一条の６が、私どもの取り扱う上での位置づけです。この間、４月、５月、６月と、できることをやってまいりました。資料３を使いましてご説明をさせていただきます。

さくら色の冊子の前半のほうに障害者の現状ということで人口ですとか手帳の所持者ですとか、江戸川区の特徴となる数字的なものを盛り込んでいますが、その見直し作業を並行して進めています。

資料３の１ページをご覧ください。人口の推移ですが、江戸川区の人口は、まだ伸びています。１８年から２２年まで見ていただきますと、毎年３，４００～３，５００の数字で増えています。そういった中で年齢構成ですが、１８歳から３９歳代の方は少し減少傾向です。逆に４０歳から６４歳及び６５歳以上の方が少しずつ増えているということで、俗に言う高齢化が進んでいる状況であります。ただし、江戸川区におきましては、平均年齢を調べてみますと４１．９６歳ということで、２３区の中で一番若い区です。

２ページですが、人口増がある中で手帳を持っている方の人数がどうなっているのかを申し上げますと、身体障害者手帳、身体に障害がある方が交付を受ける手帳ですが、こちらも人口増にあわせて平成１８年から２２年まで見ていただきますと、毎年、３４０～３５０名、４００名を超える方が増えています。そういった中で身体障害者手帳をお持ちの障害の内容ですが、肢体不自由の方がやはり多く、半数を占めています。そして次に、３割程度の方が内部障害の方で、この二つで約８割となっています。本日委員として参加していただいておりますが、視覚障害、そして聴覚障害等の方も手帳を受けています。人口に基づいた割合を見ますと２．７６％の方が身体障害者の手帳を持っています。

４ページですが、こちらは知的障害者（児）の方が交付を受けられている愛の手帳です。こちらも同様に人口増にあわせまして１８年から２２年まで見ていただきますと、１００名を超える方が増えています。年々増加をしています。ただ、身体障害の手帳を受けている方の総人数と比べますと、身体のほうが１万８，７００人という中で知的障害の愛の手帳は３，６５５人ということで、人口に占める割合は０．５４％です。

続いて、５ページです。精神障害をお持ちの方が交付を受けられる精神障害者保健福祉手帳です。こちらはデータ分析の関係上、３カ年分のみ載せていますが、こちらも手帳保持者が年々増加の傾向を生じています。平成２１年と２２年を比べますと１３８人増えています。また、手帳を持っていなくても医療を受けたときの助成ということで、通院医療費受給者も、実際は６，８００人いるということで年々増えています。あと、人口に占める割合は０．４２％という状況です。

そして、６ページです。障害を持っている方が自立支援法に基づいて障害福祉サービスを受ける上で障害程度区分の認定を受けるわけですが、認定を受ける方も年々増加傾向です。現時点で２３年４月１日でございますけれども、２，２００名弱の方が認定を受けています。その内訳ですが、知的の方が約半数を占めており、そして身体、精神ということで構成されています。

そして、７ページです。障害者の雇用率ですが、法定雇用率が１．８％ということで決まっています。こういった中で１５年から傾向を見てみますと、だんだんと増えている傾向ですが、まだ法定雇用率に達していません。雇用増加に向けて皆様方に御協力いただいている結果として増えている状況です。

今後、いろいろなデータをこの中に盛り込み、分析をして、もっと詳細に御報告をしたいと思っています。

そして、もう一つの障害福祉計画に関しての障害福祉サービス量についてという資料です。こちらは障害者福祉計画の説明の中で、先ほど申し上げましたが、３カ年のサービスのいろいろな利用の見込み量を出しなさいという中で、その結果どうだったのかというところを出してみたものです。それぞれ、２０、２１、２２年度について、これだけ需要が見込めるでしょうということで出して、実際にどれだけ需要があったのかを示したものです。

まず、見ていただきたいのが１０ページです。居宅介護があります。自宅で入浴ですとか排せつ、食事の介護等を行う身体介護と洗濯、買い物等を行う家事援助などがあるということですが、計画を立てたときには２１年度で８０５人ぐらいの方が総時間で１万２，８００時間かかるのではないかということでした。結果として７６６人の方が１万２，８４２時間お使いになり、両方とも１００％程度のご利用ということです。おおむね、このサービスについては見込み量どおりの動きになったことが示されています。

それ以外にいろいろなサービスが載っていますが、大体が１００％前後の数字となっています。おおむね今の３カ年については見込み量に近い形で推移されていると感じています。もともと見込み量が年々増えているということで数字を出していますので、やはり人口増、それから手帳の所持者等が増えているということを先ほどご説明させていただきましたが、それに比例する形で需要量も増えていく傾向です。今後３カ年、２４、２５、２６年の３カ年の見込み量を策定するに当たりましても、手帳所持者の推移等を見込み策定

をしていきたいと考えています。
　いろいろ資料がありますが、この後、少し時間をかけて分析をして、次回ご報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

会長
　ありがとうございました。事務局から障害者計画とか、あるいは第３期障害者福祉計画といったものを話していただきました。今日初めて参加される委員の方もいます。この協議会には２２名参加してくださっています。障害者に対して同じ認識のもとに協議を進めていきましょうということで、２０年９月から始まりましたが、その流れを少し説明します。２０年９月に始まったこの会議は、一番最初はまず現場を見なくては話しにならないということで、知的障害、身体障害、精神障害のそれぞれ現場について話しを伺わせていただきました。普段から障害者の方に接している方はいいのですが、初めての方は、なるほどこういう問題があるんだということで非常に参考になりました。それから、歯科のほうから歯科診療所についてもいろいろ説明を受けました。これもいい勉強になりました。
　２年目の平成２１年度は、今度は教育関係のところを見学しようということで鹿骨中学校に伺い、特別支援学級の教育内容の説明を受けました。また江戸川特別支援学校に伺い説明を受けました。それからハローワーク木場での取り組み、障害者就労支援センター、での取り組みのお話を聞いたりしました。また、障害者の受け入れ側として長谷工システムズさん、こちらはかなり大規模ですが、就労に関したお話も聞きましたし、実際の取り組みのスライドも見せていただきました。
　それから、もう一つは身近なところで、小松川にあるコスモプリントさん、ここでもかなりの障害者の方が就労していて、非常にいい結果を出していました。これも楽しく、ああ、こういう職場があるんだなというふうに見させていただきました。また、協議会に来ていただき説明も受けました。
　それから、昨年度は、身体障害について勉強をさせていただきました。このときは腎友さつき会の会長さんですとか、あるいは視覚障害者福祉協会の理事長さん、あるいはろう者協会の理事長さん、こういった方に来ていただき、直接お話を聞きました。皆さん非常に感銘深く聞いていたと思います。
　それから、神奈川県の鎌倉にある特例子会社の富士ソフトさんに勤める方から説明を聞き、非常に勉強になりました。皆さんの認識は大体一定になってまいりました。そこで、整理する意味で、ひとつ講演会をしようということで、１１月４日に尾上さんに来ていただき講演を聞きました。かなり難しいのですが、ある意味で少し整理ができた気がします。
　それから、第３回で身体障害の方、知的障害の方についてお話を聞きました。先ほど事務局からの説明の中にもありましたが、自閉症の方の実例とか、そのお母さんの話に非常に感銘を受けました。皆さんの認識が同じになってきたので、今年は少し内容を進めていこうということで今日の会議になりましたが、何しろボリュームが非常に多くて、皆様頭を整理するのに苦労なさっていると思いますが、ぜひ、わからないところは質問していただければ、その場で説明していただけると思います。
　今、障害者計画とか、あるいは第３期の障害者福祉計画につきまして、いろいろお話を聞きました。次の協議会の場で素案が出てくると思いますので、その時に皆さんにまたご

意見をお聞きして整理して前に進めていきたいと思います。
　いずれにしてもかなりボリュームの多い説明がありましたが、何かご質問なりご意見があったらお願いします。

委員
　質問みたいな要望なんですが、この福祉計画の策定について、前回のときもできればという形でお願いしていたのですが、策定委員会について庁内の方たちだけのメリット、デメリット両方あると思いますが、やはり今の全体の流れからすると当事者枠というのは世界的にも日本国の方針もうたわれている中で、閉鎖感が否めないかなという気がします。自立支援協議会もできたことなので、策定委員会の中に我々が関与できるような形というのがどうしても無理なのかどうか。なぜかというと、一緒になってつくり上げたということで、やっぱり自分たちのものになっていく、区民のものとしてやっぱり自分たちも参加してつくったのだからと、やっぱりモチベーションが違うと思います。できればそこへの参画が何とかならないかなという思いがあります。
　例えば、要綱の中にも必要であれば部会もできると書いてあるので、例えば部会みたいな形で委員の人は外部からも入っていただく形で、当事者も参加した中での意見というものがとられて、それとつきあわせながらという形で。策定委員会に入らなくても、部会として意見を上げていくという形も可能性としてはあるのかなと。何らかの形で、もう少しそういう参画を出していただいたほうが、昨年度、尾上さんを呼んでいただいて講演していただいた中に、当事者参画と随分言っていましたので、その辺をぜひ検討いただきたいなというのがあります。策定委員会でやるにしても、傍聴を可能にしていただいたほうがいいかと思います。
　もう１点。いろいろな推移・統計の分析を報告いただきありがとうございます。それで、今後の策定の仕方ですが、ここで達成率をそれぞれ出していますが、見込みどおりの場合と、全然、例えば移動支援などはものすごく見込みより入っているわけですが、そういった場合に多かった、少なかったというものの評価をどうしていくのか。例えば見込みよりも全然多い場合については、やはりその実績に倣って、やっぱり多い数字にしていくのか。それとも逆に抑えるしかないというほうに働くのか。逆に少ない場合については、見込みが多過ぎたということで削られるのか、それともやはり見込みのある意味目標値として低い部分を上げていこうとされるのか。その辺をどういうふうな視点で考えられるのか聞きたいです。

会長
　ありがとうございました。部会については、第１回目の会議からいろいろ要望を出していただきました。かなり難しい面もありますが、区のほうで何かコメントをお願いします。

事務局
　今、２点お話を伺いました。先ほど御説明の中では、区の中の策定委員会で案を出して、協議会でご説明をするという流れをお示しました。前回のときも、やはり限られた時間の中ですべてをやることはなかなか難しい、時間がかかるというお話もいただいているとこ

ろです。一つの可能性、検討項目と考えられるのは、次回が１１月ということで考えて、その１０日前とかには策定委員会が開かれれば問題が見えてまいりますので、例えば委員の皆様の中でお時間が許される方につきましては、任意の形で場を持って、その段階で事務局から案を示してご説明をさせていただいて、それに対して意見をいただく、そういったこともできるのかなと、お話を聞いていて思ったところが一つです。

また、策定委員会の傍聴をというお話ですが、現時点でそういった予定は持っていません。

それと評価ですが、委員がおっしゃるとおりで、達成率１００％が望ましいのか、何％が適正なのかというところもいろいろ考えていかなくてはいけません。それで達成率が１２０％ということで、やはりそれだけのニーズがあったわけですので、今後３年間、それぞれサービスを見込みでどう判断していくかということをこの後考えていかなければいけません。課題の一つとして認識しています。

会長

ありがとうございました。今まではどちらかといえば、この３年間は総論的にやってきたのですが、今年は計画策定のほうも考えなくてはなりませんので、今、委員のお話にもあったように、部会あるいは策定委員会の問題、いろいろあると思いますので、皆さんのご協力のもとに話を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

できれば、今、どういうふうに進めたほうがいいか、部会なり委員が入るなりして計画をつくったほうがいいのではないかという提案をさせていただいています。

今の形だと、事務局から返事をいただいて、ああそうなのかで終わってしまうのです。できればほかの委員の方たちもどう思われているのか。ほかの委員の方たちもそれでいいよということであればしようがないなと思います。意見として聞いていただいたほうが。そうでないと決定権が全部、事務局主導で終わってしまう。

言い方がきついかもしれませんが、要はみんなでやっていこうよと思います。実際問題、厳しいからしょうがないよという話なのか、やっぱりかかわれる人はかかわったほうがいいんじゃないかというように、ある程度、委員とこの協議会自身も意思表示が必要なのではないかと思います。意見を対立させるとか、そういうことを思っているわけじゃなくて、ここは一緒にやっていきたいと思います。

会長

ぜひ皆さんのご意見を聞きたいと思います。

委員

会長さん、先ほど来おっしゃっているように３年間ですね。いろいろな障害、こんな障害、こんな問題がいろいろあるんだということ、目からうろこでいっぱい学んだということをおっしゃっていましたけれども、私たちもそうだと思います。

ただ、今までも申し上げてきたように、自立支援協議会ということで障害者の自立を支

援するという中身について、今度は知らなかったことを知ったというレベルでとどめるのではなくて、その中身を少し濃く、深くしていかないといけないなというふうに思っています。それにはどういう方法があるかというと、やっぱり幅広い世界から皆さんお集まりいただいて、その全員の中での協議する時間というのは、やっぱり限度があるというふうに考えると、やはり少しテーマをしぼった分科会みたいなものを持っていかないと、深めていくことが無理なのではないかと私は思います。

だから、例えば今のお話で言いますと、策定委員会というものの中に入れてくれというのも一つの意見かもしれませんが、そうではなくてもこの中で、この江戸川区の障害の福祉に関して、こういうニーズが聞かれているんだけれども、こういう構想を持ったらどうなんだろうということを、民間の中でも考える専門集団といいますか、そういうものをつくって区のほうに考えていただくというような、吸い上げてもらうような、そういう働きをすることができれば、深めていけるのではないかと思います。

会長

もちろん委員さんはみんな同じような考えを持っていると思うのですが、遠慮なくどんどん意見を出していただきたいと思います。

委員

私は障害者の親で、これのもとに私の子どもは守られるという感覚でこれを見ます。それで、理念にしろ目標にしろ素晴らしい。ただ、実感がない。江戸川区に住んでいて子どもを育てていて、この理念を私は受けているという実感がなぜないんだろうと思いました。

それと、私の場合はもう成人ですので、民間の指定管理者が運営しているところに通わせております。区立ではありますが。その策定委員会を見ますと、本当に素人みたいな言い方ですみませんが、みんな公務員です。区の方ばかり。私の身内が行っている施設は民間の方がやっている。そういう方が私たちの子どもの悩みなり将来を一緒に考えて、一緒に親とともに歩んでいくのだけれども。そういう方の意見を吸い取る場面はないのかなと、まず第一に疑問でした。

私は単純に母親ですので、就労をした先の問題であるとか、また違う障害の問題について詳しくありません。ですので、私は本当に狭い見方で申しわけないのですが、我が子のような発達障害の子どもがどのように育ち、どのように就労し、そこでどんなトラブルに遭い、また、親が高齢化して面倒を見られなくなったとき、どこで安心して住むか、これがもう最大で一番の懸念材料です。ですから、それを話し合う場面はこういうときに年に３回、皆様の知識の広い方々にご理解をいただくという段階はもう過ぎています。

次の施策を出している江戸川区が後押ししていただけるような力をここの場で発揮してもらいたいというのが切実な願いです。実際にそういう意味で、うちの子のように重い子は本当にケアホームにさえ入れないというのが現状。この間も２月の講演のときにも白鷺のお母さまがお話しなさっていましたが、本当に遠く、地方の施設に入れるしかないのだと。そこしか安心先がないのだというのは、多分皆さん共通することです。口には出しませんが。

ですので、そういうことじゃないんだと、地域で本当にこれだけのことが用意できるし、

やっているよという、そういう実感が少しずつ出てくることが非常に切に願っておりました。前段階としては、やはり私などの素人でも何でもいいのですけれども、やはり分科会を開いて、本当にニーズに合った部門ごとの分科会をつくって、そこで少人数で話し合ったものを何かこの場に出して、それで皆様のご理解をいただくという、そういう手順を踏んだほうがいいのではないかと思います。２２名という中でいろいろなことを話ししても、ああ、そうですかで何か終わってしまうようなイメージが私としてはあるので、もう少し小さいもので具体策を練っていって、それが提言できたらこんな素晴らしいことはありません。よろしくお願いします。

会長

貴重なご意見ありがとうございました。この前のときもお母さんが、私がいなくなったらこの子どうするんだろうというような意見も出てまいりました。これはだれでも同じだと思いますけれども。

そのほか、皆さんご意見を。この後で、意見交換の場を少しとれると思いますので、そのときにまた、是非遠慮なくご意見を出していただきたいと思います。

それでは、この障害者計画と第３期障害者福祉計画策定については、その都度出てくると思いますので、またそのときにはご意見をいただきたいと思います。

それでは議事の２番目です。

委員

今発言した人たちは、分科会なり何か別の形を考えたほうがいいのではないかという意見をされていた。ある程度、会としての意思表示をしていただきたい。貴重なご意見で終わってしまうので。そうではなくて、それに対して事務局のほうでどうなのかとしないと、結局、意見が出て、ただ終わってしまう。

会長

今日は部会の話も少し出てまいりましたので、区のほうの最初の説明のときにも部会のことが出ていました。

委員

部会をつくる、つくらないの結論を求めているわけではなくて、今、何らかの別の形でやっぱり関与していったほうがいいのではないかというような、今意見を言っていただいた方たちの共通の意見だと思うのですが、それに対して会全体としてそうだねというふうに思うのか、いや、それもどうかなというふうになるのか、一応、決をとるかもわからないですが、とりあえず会としてどう思うのかというのが出ないと、逆にそれが会としての意思なのか、それとも個人の意思なのかによっては事務局も答えようがないと思います。そこはまとめてから次に進めていただきたいと思います。

事務局

今、お伺いさせていただいて、ご意見の趣旨としては、おおむね、何らかの形でやはり

当事者の方のご意見をどこかで反映させるという形をつくる必要があるだろうというものです。事務局としてもパブリックコメントとか、ほかの場でもいろいろいただきます。もし、よろしければ何らかの形で、分科会というのをおやりになるか、そういう形じゃなくて、それぞれご要望に合う形でお集まりいただいて、ご意見を何回か、ちょっと回数はわかりませんけれども、いただく中で積み上げていく。それで私どものほうで策定委員会に反映させる。実際に今は難しいかなと思っていますが、いつかそれぞれのご意見をいただきながら、策定をできればというふうには考えたいとは思っています。

会長
　それでいいですか。

委員
　ちょっとそこまで私は理解していませんが。こういうことがあるんだという、この障害の種類というデータは確かにたくさんあるのだけど。この中で、例えば我々は就労支援の立場ですが、どういうことでそれができるのかなというのがよくわからない。ここで部会をつくって、取り上げていくというのはちょっと私には理解できない。

委員
　今のお話ですと、いわゆる我々の全員が承認をして、もっと小さい部会をつくって、そこでいろいろ皆様方、障害の皆様方のご意見を集約をして、そしてもう一度ここの会議で発表するというような、私はそういうふうに受けとめたのですが。
　確かに我々、いわゆる就労の関係の者だけじゃない、本当に実際にそれに携わっておられる方が集まって、ここの皆さんたちと一緒に相談をしていただいて、一つのいわゆるこれからの身体障害者の皆さんの生き方というものをどういうふうにするかということを、やはり真剣に考えていただきたいなという気がしています。
　就労の側からしますと、私どもも今年６月に毎年私どもの主催で就職相談会をやっていますが、やはりそこの中に身体障害者の方をぜひ採用したいという希望があります。やっぱり今年も出ているのです。ですけれども、その結果がどうなったかは私どもには報告はないです。そういうことをして身体障害者の身になって、いわゆる我々と同じように仕事ができるんだから喜んで採用するよういう企業がいっぱい出てきているわけです。将来に向かって、そういうところをどういうふうにして皆さんたちは利用されるのか。
　やはり私が言いたいのは、私たちは身体障害者だ、身体障害者だということだけではなく。身体障害者だけれど、私はこういうことができるんだということを前面に出していただければ、就労の支援なり、我々も最善の努力をします。そしてたくさんいます現場の中に、ぜひ採用していただきたいという話をいたします。そういうところで、そういうふうないろいろな問題を、難しい問題については皆様方で話し合いをしていただいて、それ以外のその後の話では私どもは喜んでお話しのほうさせていただきたいと考えています。

会長
　ありがとうございました。では、ここで副会長よりお願いします。

副会長
　委員の皆さん方の言われていること、一つ一つごもっともだと思います。江戸川区の長期計画にのっとって策定する問題と、自立支援法の具体的にこれから出てくる問題を、区が独自でどこまでもできるか、なかなか難しい問題があろうかと思います。その辺は策定委員会が提案したものを、この協議会の中でどうご意見をまとめていくのか、そうじゃない、こうだよというような意見をもらう。やはり区で提案してきたものをその場で皆さんからご意見をいただきながら、区独自の特徴ある自立支援法に基づいた案ができればいいなと思います。
　皆さん、もちろん就労の支援もたくさん、ハローワークを初め、皆さんがお見えになっています。この次の自立支援の会議で計画だとかいろいろなものが出てきた中で、皆さんのご意見をちょうだいするのはどうか。

会長
　ありがとうございました。次回、素案が出てくるのですが、その前に貴重なご意見をいただいたので、そのことは当然盛り込まれてくると思います。事務局いかがでしょうか、

事務局
　ありがとうございます。いろいろご意見いただきましたので、ちょっと考えさせていただきます。先ほど申し上げましたように、何かの形でいずれにしてもご意見を事前にいただけるような形はとっていきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長
　ありがとうございます。冒頭にありましたように、この会議として、総論が終わって各論に入ってきておりますので、何らかの格好で策定をきちんと具体化していかなくてはいけないと思いますので、次回の素案を見ていただきたいと思います。

委員
　私の意見は策定委員会についてだけではないのです。この自立支援協議会のあり方として、もう一歩、今度は深めていこうというときに何か形を具体化する必要がある。それでないと今までと同じように、何となく皆さんから意見を聞きましたで終わってしまう。いっぱい学ぶことはできましたが。
　その中で、やっぱり就労なら就労の問題、どういう問題があって、どうしていったらその壁を取り除いたり、乗り越えて、障害者の実際の就労に役立てることができるのかというようなことを深めていく段階に入ったとするならば、就労問題とか教育機関とのタイアップの問題だとか、それぞれの自立という問題だとかいろいろなテーマがあると思います。そういうものを決めて、少し突っ込んだほうの実態を見て分析して、こういう問題だからこういうふうにしたらいいのではないかということを考えることをやっていかないと、やっぱり深まっていかないと思います。その具体的な形というのは、やっぱり分科会のよう

な部会、名称はいろいろでしょうが、何か形にしてやっていく方法ではないかと思います。深めていくという方法として。

ですから、もし許されるなら一つ提案ですけれども。部会というのをまずは皆さんが深めていくために必要だというふうに認識を一にしていただけるならば、どんな部会をつくったらいいのか、次回までに考え合ってくるとかというような形で、具体的に半歩前に進むようなことを私はお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございます。そのほかのご意見はよろしいですか。

委員

私は精神障害のほうの代表なんですけれども、やはり就労の面では知的障害、身体障害のことについては、委員も発言していたんですけれども。精神の就労というのはとても難しい。障害のことについて考える、委員がおっしゃったように、もっと深めた場での意見の交換でやらないとだめかと思います。私どもにも現場からいろいろな要望とかきています。そういうものをもっともっと生かせる意見交換の場というものがとても必要だと思っておりますので、委員のご意見を支持しますので、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。

委員

自立といいますと、もちろん就労の面が非常に大事になります。自閉の場合はほとんどの方が精神科に通って精神科のお薬を飲んでいます。ですので、大人になった発達障害者はほとんど精神をいつも常につきまとう問題ということなので、精神の方の就労の大変さ、生活の大変さというのは、及ばずながら私ども察することはできます。そういう就労の場だけじゃなくて、とても重い人には、親元からはなれてきちんと自分たちの仲間で生活するというのも一つの立派な自立です。

今、割と収入の面に関しては年金なり、手当なり本当によくなりまして、家賃補助もしていただいている部分もあります。やはり余りにも場がないということで、私たち親同士は何とか都営住宅を回してもらえないだろうかとか、そういう話がよく出ます。それが具体化されたり深くなっていかない。やはりここに区のバックアップなどがあったらどれだけいいだろうかと思います。ですから、ここは自立の協議会ですので、自立というのは就労もありますけれども、生活の場を確保するということも非常に大事なことなので、そこの部分も分科会の一つにぜひ入れてほしいなというのは思っています。

会長

ありがとうございました。それでは、時間の制約もありますので、会長と副会長と事務局で、その辺は少し詰めていきたいと思います。それでよろしいですか。

事務局
　委員の皆様方から部会をというお話をいただいて、例えばこんな部会はどうだろうかということで、みんなで話しをしてはどうかというお話をいただいたところです。部会を設けていくには、やはり委員の皆様方２２名いらっしゃいますから、その総意がやっぱり必要でございます。個人的にはこういう部会が必要だと思っても、全体的にはどうだろうかという部分、そんな意見があろうかと思いますので。次回、そういった提案をやっていただいて、意見を交わして、もしこれだったらいいのではないかというものが出てくれば、前に進むのではないかということを思っております。

委員
　今の提案で結構だと思います。次回が１１月中旬の予定なのですね。要は、結局かなり年の瀬が押し迫ってきて、そんなに、じゃあそこで部会というのも非常に難しい。物理的に難しさが出てくるので。例えば次の自立支援協議会で一応それでいいのかどうかという決をとるにしても、それは１１月でもいいと思いますが、提案は８月とかいつまでに各委員が出してくださいというように事務局のほうで説明していただいて展開をしていくというような形で。事前にこんな点がありますがというのを回した上で、１１月の協議会という形。そんなスケジュールができていけばいいのかなということを提案します。

事務局
　委員のご意見につきましては、９月中に事務局のほうにいただいて、それをもとに少し整理をして会長、副会長と少しお話をした上で、次回にどういった形で示すか考えていきたいと思います。

会長
　それでは、こんなふうにしてはどうかなと案だけでも事務局のほうに連絡をしてください。
　それでは、議事の２に入りたいと思います。議事の２は江戸川区の障害者福祉の現状について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局
　２月１０日、第３回目の協議会が開かれた際に、白鷺特別支援学校に通います発達障害を持つお子さんを持つお母さんにお話を伺ったところでございます。重度の自閉症の方で、お母さんはお子さんの取扱説明書をつくって、関係機関の方に配って、お子さんについてこういうふうにしてくださいねと、日々ご苦労されている方のお話を聞いたところでございます。
　江戸川区におきましても、発達障害者（児）の対応が今課題として対応が求められているところです。本年度より障害者福祉課の中に発達障害調整係を新設いたしまして、取り組みをしているところです。本日は発達障害調整係より係長が同席しておりますので、発達障害者（児）の現況ですとか、係のほうの取り組みについてお話を聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

発達障害調整係長

本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。これから、資料４に沿いまして、少しお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、ご紹介いただきましたように、この４月１日に福祉部の障害者福祉課に発達障害調整係が設置されました。皆様もご存じのように、平成１７年に発達障害者支援法が施行されました。昨年１２月には自立支援法の改正もございまして、発達障害は精神障害の範囲であるということが明記されたということになります。

また、先ほど来、障害者計画におきましても、読ませていただきますと、相談を求めている人とか、支援を必要としている人に対して、一層適切な対応が可能な環境、体制づくりを目指して、発達障害の実態把握に努めるとともに、関係者が連携を図りながらライフステージを通じた一貫した支援の流れを構築していきますというふうに明記されております。

本区におきましては、健康部、子ども家庭部、教育委員会の各部署で、例えば乳幼児期の健診でありますとか、各相談体制の拡充、それから関係職員ですとか教員の方への研修体制を充実してまいりました。また、育成室ですとか特別支援学級の整備など、各部署では対応してきたところです。

一方で区の現状を見てみますと、まず子どもたちの集団の場におきまして、区立保育園ですとか幼稚園、公立、私立ございますけれども。例えば私立保育園におきましては、４０園ございますが、４，７５９人のうち、障害というような申請があった方が１００人。そのうち発達障害ではないかというお子さんが４４人ほどいるようです。それから私立幼稚園におきましては、なかなか数字がつかめておりませんが、区立保育園ですと１１７名というような数字が出ております。その中で区立保育園ですと４３名が発達障害ではないかということをお聞きしております。

それから、小・中学校になりますと、区内に７３校ありまして、３万７，３７６人がこの地域で子どもたちがいますが、そのうち情緒障害学級に通うお子さんが２０８人、中学校ですと３３校で生徒数が１万５，９７０人の中で情緒障害学級が３校ございまして６８人のお子さんが通っています。

それから、特別支援学校につきましては、小岩、白鷺、江戸川がありますが、その中で小岩ですと１４６人、白鷺ですと中学部で７５人、高等部で２２６人、江戸川特別支援学校ですと小学部が８０人、中学部が４８人、高等部で４６人というような数字をいただいております。

区内の中には育成室といいまして、児童デイサービスに位置づけられた施設がございます。小岩、葛西にありますが、ここで合わせて２２０名のお子さんが在籍しておりますけれども。この中でもやはり７割ぐらいが発達障害ではないかというようなお子さんが通われています。

大人になりますと精神障害に位置づけられていますが、なかなか難しい問題かと思います。後発性発達障害ということで、精神障害の手帳をお持ちの方が４５人で、１０代の方で２０人ほどいらっしゃるということです。精神の通院医療を受けていらっしゃる方ですと、後発性発達障害の方が６０人、うち１０代の方が２４人というふうな数字が出ていま

す。
なかなかどれぐらいの方がいらっしゃるのかという数字的なものを把握するのは大変難しい。発達障害者支援法ができた経緯につきましても、今までは知的障害のあるお子さんの方というようなことで福祉サービスを受けられていましたが、知的障害を伴わない方でも発達障害で社会生活をする上で困難をきたしている方がいらっしゃるということがわかってきたという現状の中で、法律制定の経緯の中で一つがあるんではないかというふうに思っています。
そんな数字的な区の現状がございますが、私どものほうの係ができた経緯は、各部署がそれぞれ事業を実施していますが、その部署、部署が必要に応じて実施してきて、いわば対処療法的な事業の展開だったと思います。言葉が悪いように思いますけれども、ばらばらな施策であったのではないかと思います。そういったこともありますし、また、区民の方からは発達障害ということを抱えたときにどこに行ったらいいのかわからない、見えにくい状況であったと思います。そういった施策が十分に活用されていない状況がありますので、それを解決させるために私どもの係ができたというふうに認識しています。
係は私、事務の係長と、それから保健師の主査、それから福祉職の３名の係です。現在のところ、区民の方、個々に対応するというような組織ではありませんが、この組織が設置されたということは、区が本格的にこのことに取り組んでいくという姿勢であるというふうに私どもも認識をして毎日仕事を進めています。８月１日に部長から私たちのほうに言われたことは、係は小さいけれども、障害者福祉課、福祉部、そしてオール江戸川のつもりで頑張っていきなさいと言われています。ですので、今回のようなこの協議会に置かれましても、皆様のお知恵ですとかご意見を聞きながら進んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、次の２番に入らせていただきます。
支援の取り組みを一層向上させるための会議体の設置ということで、昨年から庁内にプロジェクトが発足していましたが、引き続き、庁内に発達障害庁内連絡調整会議を設置して検討を進めています。さらに、こちらの太字で書いてありますように、江戸川区発達障害支援会議という外部の組織を立ち上げさせていただきました。ここは組織的には代表者会、各会の会長さんと代表の方、それから実務者会ということで、よりこの現場に近いご意見をいただける方をお願いをしまして、今、私どもが庁内で検討している課題ですとか、また区民の方から見た課題等をあわせて、その課題において具体的に検討していくような組織を設置させていただきます。
代表者会につきましては、６月２４日に第１回を開催させていただきまして、およそ年３回程度、ご報告をしながら開催させていただきます。実務者会につきましては、検討課題に応じて回数に制限はなく、開催していきたいなというふうに思っております。この協議会にご参会の民生・児童委員協議会ですとか医師会さま、それから特別支援学校の方にもご協力をいただいているところでございます。
裏面に移らせていただいて、最後の３番の今後の取り組みというところになります。係が設置されていまして、各会議体も発足しました。庁内メンバーにおきましては、課題検討を進めるとともに勉強会も実施させていただいております。また、区の幹部会というような会議がございますけれども、そちらにおいても発達障害をテーマとして取り上げまし

て、勉強会も開催されています。こうして区全体で取り組む姿勢が少しずつ整ってきたところです。私どもの係でも、児童デイサービス事業所を見学させていただいたりとか、関係する機関を視察させていただいたりとか、それから先進事例をお持ちの自治体に勉強させていただいたりとか、そういったことで情報収集をしているところです。

しかし、区民の皆様から見ますと、この４、５、６と３カ月間過ぎてきたんですけれども、一体この係は何をやっているんだろうかということで、多分何も見えていない状況なのかなというふうに反省しているところです。今後、ホームページですとか広報やいろいろ活用して啓発活動も実施していく予定です。まず第一段階として現在、私どもが考えている課題に対する、ここには五つの課題というふうに出させていただいていますけれども、こういったものを区民の方に提示して、そこで区民の方はこの課題に対してどういうご意見を持っているのか、そういったことをお聞きしていきたいと思っております。

今日の協議会の皆様からのご意見ですとか、分科会からのご意見ですとか、区民の方からの生の声を反映させて、１０月ごろには私どものほうの取り組みの方向性ということで、ある一定程度のものをまとめていきたいと思います。それでまとめて、手がつけられるところから順次進めていきます。１から何を実施していくのかということが、区民の皆様に見えるような形でお示しさせていただきたいと思います。

今、私が考えるところでは、ここにもありますように早期発見、早期療育というところから重点的に取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますが、成人の方で苦しんでいる方もいらっしゃいますので、そういった方への支援もされていくように、年々重ねて施策を展開していきたいと思っています。

こちらには書かれていないのですが、昨年の庁内のプロジェクトがまとめたあるディテールの施策の展開の（案）というものがございますけれども、その中には支援の方法、中核となるような発達支援センターというようなものも開設していきたいというふうに提案されています。

もう１点です、こちら資料がなくて恐縮ですけれども、先ほど、育成室の紹介をさせていただきましたが、育成室につきましても、さらに満員の状態というのが続いておりました。それで、その対応策として、今、区立鹿本幼稚園が本一色にございますけれども、そこに中央育成室というものを９月に開設する予定で準備を進めております。恐らく７月２０日の広報えどがわに掲載させていただくような形になるかと思います。この中央育成室は発達障害のお子さんを中心に受け入れをするという予定でおります。

簡単ではありますけれども、まだまだ発達障害者への取り組みというのがスタートを切ったばかりです。今後も皆様にはご支援をいただきたいということと、私どもは皆様の力をお借りして、よりよい方向に向かって頑張っていきたいという強い気持ちでいます。どうぞよろしくお願いします。お時間ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。発達障害というのは、主にどんな障害が多いのでしょうか。

発達障害調整係長

例えば、自閉症の方ですとかアスペルガー症候群の方、そういった方が広汎性発達障害というふうにいわれています。それからＬＤといいまして学習障害があって、ときには障害がないんだけれど、読むことが苦手であったりとか、算数的なものが苦手であったり、そういうお子さんが学習障害のあるお子さん。それからよく学校の中で問題になるのが注意欠陥多動性障害といいまして、ＡＤＨＤといわれるようなお子さんですね、そういった障害の方。それで低年齢児に発症するものが法の中では位置づけられています。

会長

なかなか発達障害といっても、私たちにはわかりにくい点が多いので、そういう勉強会があるということですけれども、そのときにはこの委員の先生方には連絡をしていただけますか。

発達障害調整係長

はい。せっかくの機会ですので、ご参加いただけるということであれば、喜んでお知らせさせていただきたいと思います。

会長

出席できる方は少ないと思いますが、もし、時間があれば出席していただくということで、連絡していただければありがたいです。

発達障害調整係長

ありがとうございます。直近ですと７月２６日火曜日の２時から４時に目白大学の船越教授にお願いしております。この先生は江戸川区のすくすくスクールの巡回指導等がございますけれども、そのスーパーバイズをしていただいている先生です。もし、ご参加いただける、お時間が許すという方がいらっしゃれば計画係長なり私のほうにお伝えいただければ、ありがたく受けさせていただきます。

会長

じゃあ、その際はよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

皆さん、何かご質問はありますか。

委員

この発達障害調整係の設置ということで、新たに特別支援教育の対象として取り上げられるようになった発達障害の方たち。この方たちに対するいろいろ情報提供サービスというのを将来的にはワンストップ的に、今まではばらばらだったものをワンストップサービスとしていくということで、時宜を得たとてもいい方向性だというふうに思います。

この代表者会と実務者会のメンバーをちょっと見させていただいていますが、このメンバーを見ると、学齢期とか早期の時期のそういった発達障害を持っている子どもたちへの支援といったところに重きが置かれているのかなというふうに思います。私がいろいろ理解する中では、やはり今後重点課題といったところになりますが、就労を含めた成人期以

降の支援に対するといったようなことも課題があります。やはりこの子どもたちが中学部、高等部となっていって、その段階でのさまざまな困難さ、それから就労の時期、知的な障害がなくて愛の手帳がとれずにそういった支援を受けられずに就労を迎えなければならないといったような方、そういった課題というのも大変に大きいというふうに聞いています。また、そういった課題と今本当に苦しい中で向き合っているのが、実は江戸川でいえば白鷺特別学校の先生方だというふうに思います。可能ならば、その辺の状況も含めて、やはりこのメンバーの中に幼少期から成人期までの一貫性というふうなところまで考えるのであれば、ぜひとも白鷺の先生方もいろいろな知見というか経験というか、そういったものをやはり生かしてもらうような形をとるのが望ましいんじゃないかというふうに思っています。

会長
　ありがとうございました。

委員
　愛の手帳がなくて、就労が難しいという生徒でも、卒業時期になると、一般の人と同じ就労では難しいですね。障害があるということで障害枠を受けられる。手帳がなくて受けられない。そういう方たちはどうしたらいいのか。精神の手帳がとれる人は精神の手帳をとっていくわけです。だからその辺で、本当にはざ間にある発達障害の方というのは大変苦しんでいる方がいます。その辺はぜひ、認定して何かができればいいのではないかと思います。よろしくご検討ください。

会長
　係長お願いします。

発達障害調整係長
　ご意見ありがとうございました。就労の問題は、もうまさしく委員さん方がおっしゃるとおりで、江戸川区においても就労支援センターがございますが、その障害者の枠にならないということで、細々と対応しているという状況であります。また、障害手帳を持っていない方もいらっしゃいますので、なかなかその雇用の問題というのは難しい問題があると思います。私どものほうが各機関に行ったときにも、やはり就労した後で、やっぱり社会的なスキルの問題で悩んで、そういったところに相談に乗ってくるというようなことも聞いております。まず、早期発見、早期療育、その後の就労、大人の問題まで幅広くすごく難しい問題だなと思っておりますが、今すぐには解決はなかなかできないのかなというのが現状かと思います。認識はしていきたいと思います。

事務局
　補足ですが、今、私どもの係長のほうが申し上げましたように、大きな課題があるというふうに考えています。このメンバーが確定的ということではありません。やはり最初に申し上げましたように、できることから取り組んでいきたいということです。やはり一番

早くやらなければいけないのは、早期発見、早期療育のところからというふうに思っています。

当然、大人の部分も大きな課題で、これは江戸川だけではなくて、今、東京都にトスカというようなそういう支援をしているところがあります。大人の部分は本当に難しいというところで、今取り組んでいるようですが、行ったり来たりしているというふうに聞いています。何らかの形で具体化していかなければいけないのですが、その状況を認識した上で、取り組めるところは取り組ませていただいているということでご理解いただければと思っています。

会長

ありがとうございました。

委員

今の就労の関係でございますけれども、今年の４月から精神障害者の方を対象に就労支援移行事業所を新たに立ち上げました。

それから、地域活動支援センターⅠ型という施設を三つ持っていますけれども、その施設の中では就労コーディネーターを配置して、精神障害をお持ちの方の就労相談に応じているということで、確かに歩みとしては一歩ずつですが、そういった就労について力を入れてやっていくということで前向きに打ち出しています。こういったものと連携をしながら、ハローワークさんにもご協力をいただいております。こういった部分を広げていきながら、全体的な就労が少しでも進むような、そういう形をつくっていきたいし、これをベースにしながら、また全体的なそういった発達障害の方の就労も広げていくということになるのかなと思っているところです。

会長

ありがとうございました。

委員

それで一つお願いです。今の資料の中で五つの課題というところであります。１番目の早期発見・早期療育を重要視する中でというふうにあります。このこと自体、否定するものではありませんが、早期発見・早期療育の必要性を感じた上での話ですけれども、これ、一歩間違うと、要は障害の否定だったりとかその受け入れ、身体だったり、権利擁護という部分の一方で、発達障害いけないとか、そういった感じの価値観が蔓延しないような形で、権利擁護の指針を持ちながらの支援というのをぜひ忘れないようにしていただきたい。質問は、発達障害の支援のほうも、この障害福祉計画のほうに入ってくるんでしょうね。

会長

ありがとうございます。

発達障害調整係長

委員さんのおっしゃるとおりでございます。ありがとうございます。

委員

この構成員の中の医師会というところ、これはできれば精神科のお医者さんに入っていただいたらよろしいんじゃないかと思います。

それから、やはり当事者の意見というのは、なかなか吸い上げるのは難しいと思いますけれども、例えば保護者の会みたいな、何も父母の保護者とは限りませんけれども、そういう当事者を抱えて苦しんでいらっしゃる、そういう方たちの代表の声を聞けるようなそういう箇所がこの中にありませんので、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。ほかにありませんか。

では、なければ議事の３に入っていきたいと思います。議事の３は今年度の協議会の進め方についてということですけれども、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

議事の３です。本年度の協議会の進め方ですが、この後の第２回、第３回、それから講演会のお話でございます。お手元の資料の５ですが、ここに日程を設けさせていただいています。

第１回目は本日でございまして、今、いろいろとご意見をいただいたところです。その意見を踏まえながら第２回目、第３回目に向かっていきたいと思っているところでです。また、福祉計画につきましては、第２回目が１１月中旬ということでございますけれども、それに先立って一つ提案がございますのは任意の形でお声をかけさせていただいて意見を聞くものとして考えていきたいと思っているところでございます。そして、第３回目ですが、年明けの２月中旬ごろとなりますけれども、パブリックコメントの結果も踏まえた上で、確定までいきたい形でお示しをしてご意見をいただきたいと思っているところです。

そして、講演会ですが、昨年、新しい取り組みで行ったところです。昨年度は１１月４日に障害者インターナショナル日本会議事務局長の尾上さんにご出席いただきまして、障がい者制度改革推進会議の取り組み状況についてお話をいただいたところでございます。今年も広く一般の参加も求めながら、講演会を開催させていきたいと考えているところです。何かいいこの時期にあったテーマが皆様方のほうであれば、ご意見をいただければありがたいと思っています。よろしくお願いします。

委員

去年は、たくさん来てくれたと思うね。

会長

去年は確かに多かったですね。ここで今日こんな講演会はいかがですかというのがあったら教えてもらいたいと思いますし、わからない場合には事務局のほうにファクスでも結構ですから、送っていただけますでしょうか。

委員
　この時期ですけれど、今、障害者計画のほうですけれども、総合福祉部会のほうで８月に自立支援法にかわる新法の骨格がでます。なので、提案ですけれども、そちらの新法の方向性になり、解説など。もう一つは障害者基本法の改正も、今日もお話が出ていましたが、恐らく今国会がこのまま続けば、多分成立すると思いますが、それによる基本法の改正、これをからめてもいいかもしれません。何かその辺の骨格がどう変わってくるかという情報が出てくる時期なので、それについての解説なりがいいのかなと。そうすると、また尾上さんに、連続になってしまうと思いますが、基本法が変わるということでしたら、そういったことがあるので、そっち関係かなと。もしくは、それのベースになっている障害者権利条約、国連のほうがありますね。そちらのほうの勉強会でもいいのかな。もしくはもう少ししぼるんであれば、相談支援というのがかなり変わっていこうとしているので、その辺のことにしぼってもいいのかなと思います。

会長
　ありがとうございます。参考にさせていただきます。そのほか何かありますか。
　ないようでしたら、次の情報交換の議題に入りたいと思います。５分ほど時間がありますので、情報交換、何でも結構です。

委員
　うちの協会のパンフレットが新しく届いたのですね。それで皆さんに配付したいと思いますので。私どもの協会を知っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

会長
　ありがとうございます。何か説明ありますか、これについて。

委員
　特にございませんが、パンフレットを見て私どもの聴覚障害者はどんなものかということをご理解いただきたいなと。またはどういう事業をやっているかということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長
　貴重な資料、ありがとうございました。そのほか、情報交換の場ですので、何でも結構です。

委員
　一緒に配られていると思いますが、親と子の談話室の企画で「とぽす」とその仲間展という資料でございます。これは障害のあるお子さん、大人、これが知的、身体、それから精神で、そういう障害概念を一時的に取り払っていろいろなアートの作品をつくってコミュニケーションをしようという目的で、毎年１回開催され、１８年目になります。今回は

タワーホール船堀の展示ホール１で開催いたします。
　それで、ここの出展者の中にはプロの方もいらっしゃるんです。子どももいるんです。障害のあるなしにかかわらず、名前と作品のタイトルだけを明記して、これはこういうものの会に属しているのか、そういうことを意識的に取り払い作品だけを見ていただくという作品展でありますので、お時間がありましたらぜひ、ご参加して見に来てください。よろしくお願いします。

会長
　楽しみですね。

委員
　私は先ほどの発達障害の問題でね、子どもさんたち小さい力というのかな、早期発見と書いていますけれども、大人になると治る率が多いのでしょうか。

会長
　治るものもあります。

委員
　一番心配なのは単純に、学校なんかでいじめだとか、そういう問題に発展することはないでしょうか。

事務局
　そういったことも含めて、この会議の中でいろいろとどういうふうに解決していくかということを考えていくということです。私どもとして見てみた感じというのももちろんあります。子どものうちは、学齢前はまだそういったいじめ等は余りありませんので、早い段階で日常生活になじむ。どうしても見た目は変わらのないのですがちょっとおかしいという子がいます。その子が学校に入るといじめられる対象になったりということなので、早い段階で日常生活とかそういうところになじんでいくことで、少しでもその子が将来生きやすく社会の中で生活しやすくなるということで取り組んでいきたいと思います。
　じゃあ、具体的にどうするべきかというのは、実際に療育する方のご意見であったりとか、もちろん先ほどありましたようにご本人の意見を聞く場なんかもやはりあってもいいかなと思っています。こういったことも踏まえながら、実際にはどういうふうに具体的に施策をやっていこうとかということは、今後支援会議で実務者会の中でいろいろ考えさせていただければと思っています。

会長
　ありがとうございました。この間、自閉症のお話でいいお話ありましたよね。成人とともに少しよくなっていくという……。
　これについて、どなたかコメントありますか。

委員
　発達障害の方、早くから、周りの環境、人、もの等、それに合わせた指導をしていくことによって、障害があってもうまく生活ができるようになるところがあります。それを小学校に行って、やっぱり変わっている子と見られるので、いじめの対象になる例があります。さらにその子は学校に行かなくなって不登校になってくるというような悪い結果にもなります。そういう意味では発見することによって、周りの方は理解する、理解者を増やすということが大きなところではないかと考えています。

委員
　ありがとうございました。目に見えない形の本当に発達障害というのがあるし、身障者とまた違った感じで見られる難しい問題。相当心してかからなくちゃいけない、ありがとうございました。

会長
　それでは、その他に入りますけれども。先ほど、委員から講演会のアイデアをいくつか出してもらいましたが、他に何かありますか。

委員
　発達障害の生徒を持った経験があるのですが、今、いじめられたという表現をされていた。いじめる側の発達障害の生徒の経験もあります。大分、３年間かけてその障害の程度は下がってはいきましたが、なかなか難しかったです。

会長
　程度が下がっていったということは軽くなってきたということですか。

委員
　軽くなって卒業しました。

会長
　その卒業をした後は、かなり普通の方と同じようになったのですか。

委員
　普通にはやはり遠いですね。

会長
　そういう例もあるわけですね。

委員
　いじめというか発達障害というのは病気ではなくて、本当に障害なものですから、治るとか軽くなるということはないんです。基本的にそういう、そのままの個性で育ちますの

で、環境や理解者によってはなるべく生きやすくなるのてすが、私も幼稚園のときから奔走しました。入れてくださる幼稚園を。私立系の幼稚園に入れていただいたり、それからいじめにもちろん遭いました。中学になってからもいじめられる。とてもすさまじいものでしたから、大分ひねくれて、ちょっと引きこもりもしたんですけれども。それで大きくなりますと、さまざまです。

障害の中でこだわりがあって、コミュニケーションできないというのが障害の本性なものですから、どうしてもそれがうまく周りの人に理解されないと、非常に乱暴な人だとか、困った人だとか、変わった人であるとか、そういうふうに思われてしまいます。それは相当老化して、４０歳近くなって、非常に体力も気力も衰えておとなしくなる分には別ですけれど、本来的には変わらないので、うまくその方とか、周りの方が生きやすい条件を整えてあげれば、本当に幸せな、それなりにそういう障害を持っても幸せな人生は送れます。治ったのですか、軽くなったのですかということは、もうほとんどあり得ません。

会長

その点は、この席上で自閉症の子どもを持つお母さんが来て体験談を話してくれたときに、やっぱりもう一人いた方が、委員の方だったのですけれども、大丈夫です。かなり軽くなりましたと意見をいただきました。

委員

どうしても我が子を見て判断なさるので、大丈夫ですよ、３０歳過ぎたらどんどん普通に、楽になりますよ。楽になりますという方も中にはいらっしゃいますけれども。実際は。別に悲観的はことを言っているわけではなくて、それが全体でいう実態ではないだろうと思っています。３０歳なり４０歳になったら本当に落ちついてくるのが発達障害者なんだよというふうに思われてしまうと、なんであの人は治らないの。あの人が悪いの、親が悪いの、周りが悪いのということになってしまいます。本人の責任というわけではなく、なかなか改善されない例も多くあると思っています。

会長

ありがとうございました。それでは、情報交換を終わりまして、その他に入りたいと思います。事務局で何かありますか。

事務局

その他のところでございますが、２２名の委員さんがいらっしゃいますので、次回の日程調整をこの場でさせていただきたいと思います。ちなみに１１月１７日木曜日の午後というのは、皆様方はご予定が入ってしまっているでしょうか。

会長

絶対だめですという方は、今はいらっしゃいますか。一人ですか。今、一人の委員の方は都合悪いということですが、全員というわけにはいかないので。１７日に予定してよろしいでしようか。

事務局
　それでは、１１月１７日木曜日の２時から４時、グリーンパレスでということで決めていただけますと大変ありがたいです。よろしくお願いします。

会長
　それでは、次回は１１月１７日木曜日で２時から４時、または３時から５時でどうですか。

事務局
　皆様方どちらのほうがよろしいですか。

会長
　２時から４時の希望のほうが多いみたいですね。そのようにさせていただきます。
　そのほか事務局でありますか。

事務局
　ありません。

会長
　それでは、定刻になりましたので、この辺で第１回の会議を終わりたいと思います。本当に今日は長時間ありがとうございました。

以上

【ご報告】
　委員会の中で、発達障害調整係から、「施策展開における５つの課題を区民の方に提示してご意見をお聞きしたいと思っています」と説明させていただきましたが、「江戸川区発達障害支援会議が後日まとめる報告書の中で５つの課題についても示していく予定である」旨、後日、委員、傍聴者あてに修正させていただいております。